

半田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十号

半田市市税条例等の一部を改正する条例

(半田市市税条例の一部改正)

第一条 半田市市税条例(昭和五十二年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第三十五条の二第一項ただし書中「若しくは法第三百十四条の二第四項」を「法第三百十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第三十五条の三の二第一項第三号及び第三十五条の三の三第一項において同じ。)(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)(に係るものを除く。)(を加え、同条第八項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第三十五条の三の二第二項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第三十五条の三の三第一項中「者に限る。)(」の下に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)(」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第五十九条の二第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第七十五条第一号イ中「二」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「(ハに掲げるものを除く。)(又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「(ハに掲げるものを除く。)(又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの 年額 二千円

第八十条第二項第二号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同項第五号中「定格出力」の下に「(第七十五条第一項第一号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第八十一条第二項中「身体障がい者等又は」を「身体障がい者等若しくは」に、「を

提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第五号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第二百二十五条の三第二項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。
附則第十条の二第二十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第二十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条第二十六項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改める。

附則第十条の三第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 市長は、法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項に規定する管理組合の管理者等から法附則第十五条の九の三第二項に規定する期間内に施行規則附則第七条第十七項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第十五条の九の三第一項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用することができる。
附則第十六条の二の次に次の一条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第十六条の二の二 令和八年四月一日以後に第八十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱

式たばこ（第八十四条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第八十五条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第八十六条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に依じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第八十四条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第八十五条の二の規定により製造たばこみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- 一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこ併せて喫煙の用に供されるもの
- 二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第八十五条の二の規定により製造たばこみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

（半田市都市計画税条例の一部改正）

第二条 半田市都市計画税条例（昭和五十二年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改める。

附則第五項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改める。

附則第六項（見出しを含む。）中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改める。

附則第七項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第十九項中「第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項若しくは第四十五項」を「第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項若しくは第四十四項」に改める。

（半田市入湯税条例の一部改正）

第三条 半田市入湯税条例（平成二十二年半田市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中半田市市税条例（以下「市税条例」という。）第三十三条の二、第三十五条の二第二項ただし書、第三十五条の三の二第一項第三号及び第三十五条の三の三第一項の改正規定並びに附則第二条の規定 令和八年一月一日

二 第一条中市税条例附則第十六条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定 令和八年四月一日

(市民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)(第三十三条の二及び第三十五条の二第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和七年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第三十五条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第三十五条の三の二第一項第三号及び第三十五条の三の三第一項において同じ。)(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)(に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第三十五条の三の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「一号施行日」という。)(以後に支払を受けるべき新条例第三十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第三十五条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例(以下「旧条例」という。)(第三十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第三十五条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第三十五条の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)(について提出する新条例第三十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第三十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第七十五条(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割に

については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第五条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第十六条の二の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、市税条例第八十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第八十六条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第十六条の二の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 市税条例第八十六条第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第十六条の二の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第十六条の二の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第六条 この条例による改正後の半田市都市計画税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第七条 この条例による改正後の半田市入湯税条例の規定中入湯税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の入湯税について適用し、令和六年度分までの入湯税については、なお従前の例による。